

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

鳥取県告示第九百三十五号

告

示

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市富安二丁目六一	平成五年十二月一日
吹野小児科医院	米子市米原七丁目一一四五	"
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	"
鳥取医療生協勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四	"
ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八八一五	"
山根医院	一 境港市元町一二二	平成五年十二月六日

八百谷歯科医院 財団法人恵仁会 薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八 米子市加茂町二丁目二六 東伯郡大栄町大字由良宿一一	平成五年十二月八日 平成五年十二月一日 平成五年十二月一日
米田薬局	五六	"

鳥取県告示第九百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
片山君江	鳥薬第八六一號	平成五年十一月九日

退任した役員の氏名及び住所

理事

若山洋

岩美郡福部村大字岩戸七六

理事

宮本定男

岩美郡福部村大字岩戸一〇六三

理事

中村幸治

岩美郡福部村大字細川三三七

監事

谷本耕彦

岩美郡福部村大字細川三四〇一

監事

山根敏彦

岩美郡福部村大字海士六一二

監事

中川昇一

岩美郡福部村大字海士五〇三一七

監事

河口国雄

岩美郡福部村大字湯山七〇九

監事

岡部勲

岩美郡福部村大字湯山八一三

監事

湯邨繁美

岩美郡福部村大字湯山七六

監事

森本敦郎

岩美郡福部村大字湯山七三

監事

猪橋本直美

岩美郡福部村大字湯山一九〇九一八

監事

谷本英美

岩美郡福部村大字岩戸一一九

平成五年八月十六日退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十七号

就任した役員の氏名及び住所

理 事 若 山 洋	岩美郡福部村大字岩戸七六
宮 本 定 男	岩美郡福部村大字岩戸一〇六三
中 村 幸 治	岩美郡福部村大字細川三三七
小 谷 清 和	岩美郡福部村大字細川三二五
山 根 敏 彦	岩美郡福部村大字海士六一二
浜 本 孝 由	岩美郡福部村大字海士五四一
河 口 国 雄	岩美郡福部村大字湯山七〇九
中 井 正 夫	岩美郡福部村大字湯山七〇六
橋 本 敦 郎	岩美郡福部村大字湯川七三
岡 部 博 美	岩美郡福部村大字湯山八五
谷 本 英 美	岩美郡福部村大字岩戸一九
岡 部 昭 夫	岩美郡福部村大字湯山七六
浜 本 薫	岩美郡福部村大字海士一〇六

平成五年八月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第九百三十八号

赤崎町が行う土地改良事業に係る赤崎地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覽に供する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成六年一月二十六日 午前十時から	東伯郡赤崎町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字蜂ヶ谷一〇二六・一〇二六次一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

- 1 干害の防備
- 2 林道用地とするため
- 3 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩

美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

鳥取県告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字西内浜一九五四の四一

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

下水道事業用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字西内浜一九五四の四一

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

下水道事業用地とするため

る。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字家空山七四〇の一、七四〇の五、七四一の一、七四一の三、七四二、七四二の一、鹿野町大字鷺峰字宮坂一一二六から一一三〇まで、字檜木谷一五四四の一、一五六六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の方法
 (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

鳥取県告示第九百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す。

る。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市猪子字東谷一五九、一六〇、覚寺字下土居四一二の二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 (2) 主伐は、択伐による。
 (3) 間伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(1) 立木の伐採の方法
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

る。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡閏金町大字野添字奥西鴨四六九の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 指定施業要件

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画ごみ焼却場 一号 ほうきリサイクルセンター

二 都市計画を定める土地の区域

倉吉市小田字龍ヶ鼻並びに巖城字北峰及び字首切谷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

通知文書

平成5年12月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）
第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成5年12月7日

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	レスキューキャッチャ I	株式会社三共
"	キューティーガール	マルホン工業株式会社
"	C Rスマイル	"
"	C Rコーラスライン	株式会社まさむら遊機
"	福の宮A	奥村遊機株式会社
"	ビッグバン3	"
アレンジポール遊技機	C Rビックキートレイン II	株式会社三共

1 試験の日時

平成6年2月22日（火）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成6年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成6年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成6年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

公 告

- (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成6年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い鳥取県知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成6年1月6日（木）から同月13日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
なお、郵送による場合は、平成6年1月13日までの消印のあるものに限り受け付けける。
- 6 受験願書の提出先
〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課（指参又は郵送によること。）
- 7 受験願書の添付書類
(1) 履歴書
(2) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成6年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあっては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
- (3) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業

し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
(4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にとっては、その写真と照合することができる写真の付いた身分証明書その他書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、312円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、5,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印ないこと。

9 合格者の発表等
平成6年3月16日（水）に、合格者の受験番号を鳥取県庁の掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他
(1) 試験の詳細については、鳥取県衛生環境部医務課（電話0857-26-7190）に照会すること。
(2) 受験願書の請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、62円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。